

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
2月13日
(火曜日)

目 次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課)……………一
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………一
- 労委公告
山口県労働委員会のおつせん員候補者……………二
- 雑報
県報の正誤(平成二十八年二月十二日山口県公告(四六))……………三

山口県告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 上久原藤生停車場線
道路の区域

山口県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	敷地の最狭 最狭			道路改良工事の完了による。
七六・〇五	一〇・五			二、三四八・〇	

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 上久原藤生 停車場線	岩国市玖珂町字赤羽根二七〇二の一地先から 同市玖珂町字吉藤三四六八の一地先まで	平成三十年二月十四日

(二四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年二月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス岩国旭町店
所在地 岩国市旭町二丁目二六八八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年十月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五三五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
五二台

(二) 駐輪場の収容台数
一〇台

(三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

八 届出年月日
平成三十年一月三十一日

公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成三十年一月二十五日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成三十年二月十三日

山口県労働委員会会長 山元 浩

氏 名 略 歴

山元 浩 山口県労働委員会公益委員
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授

近本佐知子 山口県労働委員会公益委員
弁護士

中村友次郎 山口県労働委員会公益委員
弁護士

平中 貫一 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授

網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長

徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員
日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長

榊本 康仁 山口県労働委員会労働者委員
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

入谷 珠代 山口県労働委員会使用者委員
下関グランドホテル株式会社代表取締役社長

爲近美由紀 山口県労働委員会使用者委員
宇部興産機械株式会社顧問

西田 隆男 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事

羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員
防府鉄工業協同組合理事長



安本 公二 山口県労働委員会使用者委員
 株式会社トクヤマ顧問
 岡本 博之 前山口県労働委員会労働者委員
 中繁 尊範 前山口県労働委員会労働者委員
 山近 和浩 前山口県労働委員会労働者委員
 松浦 秀子 前山口県労働委員会使用者委員
 六角 朋生 前山口県労働委員会使用者委員
 松田 邦夫 山口県労働委員会事務局長
 佐藤 和代 山口県労働委員会事務局次長



正 誤

平成二十八年二月十二日山口県公告(四六) (大規模小売店舗立地法第六条第一項の
 規定による届出)

三	ページ		
下	段		
表中	箇所	井上 慶彦	誤
		井上 憲彦	正

平成三十年二月十三日印刷
平成三十年二月十三日發行

發行人所

山口県知事